

鹿児島大学病院における新規医薬品の PR 活動について

～ヒアリングに関するルール～

～原則～

- 薬剤部医薬品情報室のヒアリングを受けて PR 許可を得た薬剤以外については、診療科への PR 活動を行うことはできません。
- 併売の場合、院内での PR 許可はいずれか 1 社に限定して出しております。事前にご相談の上、当院担当を決定してください。
- 後発医薬品の切り替えについては薬事委員会で審議して決定しますので、原則として診療科への PR 許可を出すことはできません。

～ヒアリングについて～

- 製造販売承認取得以降、薬剤部医薬品情報室でヒアリングの日程の予約を受け付けます。
- ヒアリングでは、製品情報概要、添付文書、インタビューフォームを使用しますので、上記資料を持参できる日程で予約をお願いいたします。
- 原則として、ヒアリング 3 日前までにヒアリング事前調査表を作成し、ご提出いただきます。書式は医薬品情報室からメールでお送りいたします。
- ヒアリングは、当院登録済みの MR の方に説明会形式で行っていただきます。時間は、質疑応答含め 30 分です。説明の形式は問いません(手元の資料のみで説明、パソコン等の画面で説明、プロジェクタ使用して説明等)。

～その他～

- 剤型追加、適応追加等のヒアリングについては、個別に判断しますので医薬品情報室にご相談ください。
- ヒアリング当日は、必要に応じて患者説明用パンフレット、適正使用ガイド、製剤見本等ご持参ください。
- 診療科への情報提供を行うにあたっては、鹿児島大学病院のルールを順守し、品位と誇りをもって活動してください。

鹿児島大学病院 薬剤部